

教育委員会委員の役割等

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定されており、都道府県及び市町村におかれる行政委員会の一つです。教育委員会は合議制の執行機関で、教育長と4人の非常勤の教育委員をもって組織されています。これら教育委員と教育長の合議により教育に関する基本的な方針等を決定し、その方針・決定を受けて教育長が事務局を指揮監督して執行する仕組みとなっています。

1. 教育委員会の事務

公立の小・中学校その他の教育機関（公民館、図書館等）を管理し、学校の組織編成、教育課程、教材、教職員の任免その他の人事などに関する事務を取扱います。また、社会教育、生涯学習などに関する事務を管理し執行します。

2. 学校行事等への参加

月1回開催する教育委員会定例会への出席のほか、臨時会、小・中学校の行事等への出席、教育施設で行われるイベントなどへの参加、各種研修会への参加、学校訪問など概ね月平均3回から4回程度出席することになります。

3. 教育委員会委員の服務等

教育委員会委員が服務上注意すべきことについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「地方自治法」等の各種の法律に定められており、主に下記のようなことがあります。

- (1) 教育委員会委員は、その職務上知ることができた秘密をもらすことが禁止されています。退職後も同様です。
- (2) 教育行政の政治的中立性を守るため、教育委員会委員は政党その他の政治団体の役員になったり、積極的な政治活動を行うことを禁止されています。また、在職中は公職の候補者となることや、公務員としての地位を利用して選挙活動を行うこともできません。
- (3) また、以下に掲げる職との兼職が禁止されています。
 - ・地方公共団体の議会の議員又は長
 - ・地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員又は監査委員
 - ・地方公共団体の常勤及び短時間勤務の職員（会計年度任用職員は除く）
- (4) 地方自治法の規定により職務の公正な遂行を保障するため、教育委員会の職務に関し、一定の請負関係にある業者となることが禁止されています。

4. その他

公務上の災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）については、千葉県市町村総合事務組合の千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例の規定に従い補償されます。